

第5章 実現のための方策

5-1 市民と行政が育む協働のまちづくりの推進

人口減少や少子・高齢化に伴う税収の低下や社会保障費の増加、都市基盤や公共施設の老朽化に伴う維持管理・更新費の増加など、勝山市を取り巻く社会情勢が厳しくなると予測される中にもあっても、市民が誇りと愛着をもちながら、安全・安心な環境の下でいきいきと暮らせるまちをつくるため、市民、事業者等と行政が役割を分担しながら、協働でまちづくりを推進します。

都市計画マスタープラン（まちづくり）の基本目標

わいわい わくわく 安全安心のまち かつやま

協働のまちづくりによる実現

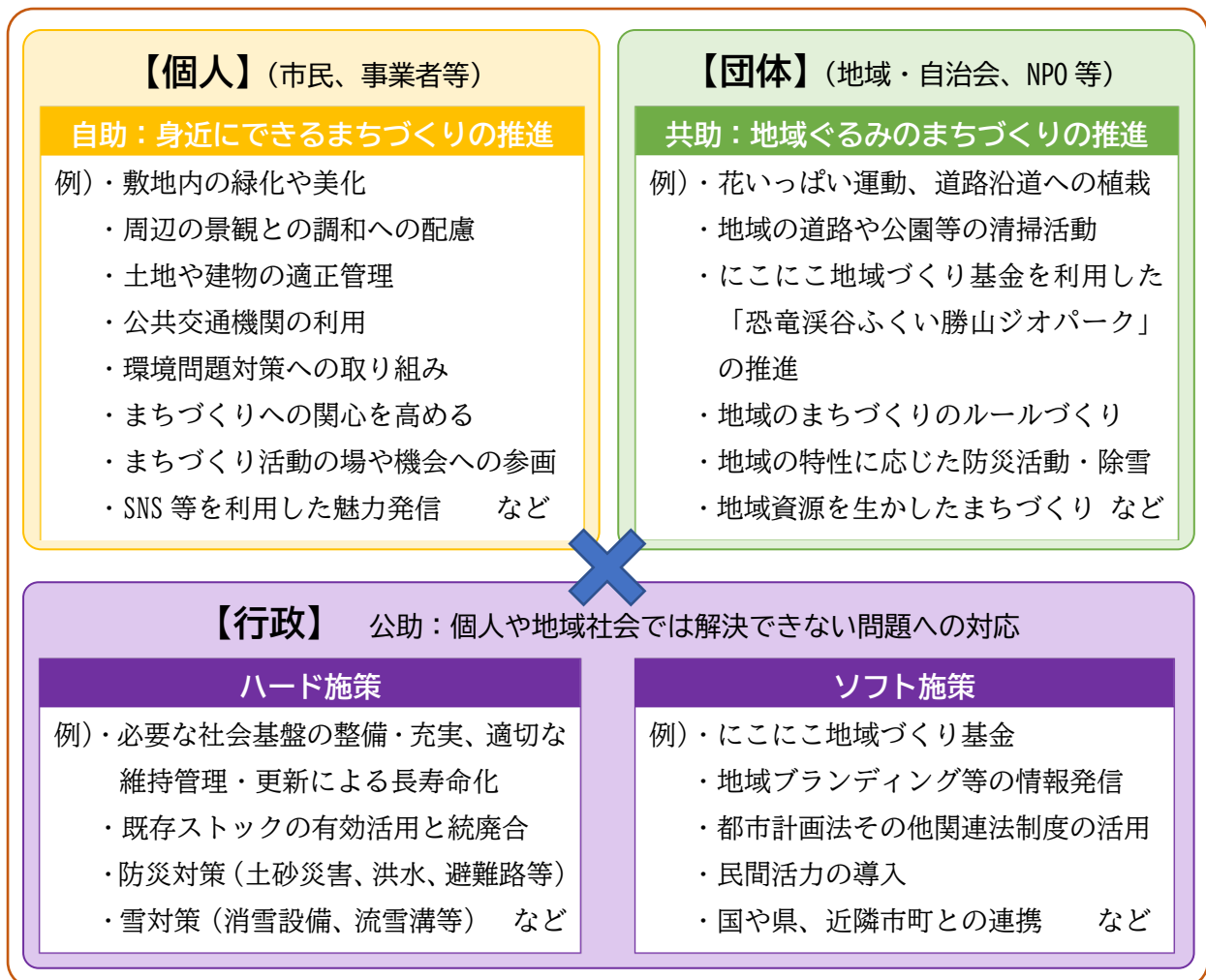


図 5-1 各主体の役割分担による協働のまちづくりの推進イメージ

5-2 実現のための各種方策

(1) 協働のまちづくりを進めるための方策

①都市計画マスタープランやまちづくりに関する積極的な情報提供

まちづくり関連施策や事業の一貫性を高めるとともに、まちづくりに関する市民や事業者等の関心を高めるため、広報誌やホームページ、SNS など多様な手段を用いて、都市計画マスタープランやまちづくりに関する情報を積極的に発信します。

②まちづくりへの参画機会の充実

都市計画マスタープランの改定のほか、都市計画マスタープランに基づくまちづくり事業や施策の立案・計画策定・評価検証等の各過程において、市民アンケートや説明会、ワークショップ、パブリックコメント等を実施し、できる限り多くの市民意見の反映を図ります。

特に、次代のまちづくりの担い手となる若者世代の意見を聴く場を積極的に設けることで、まちに対する関心や愛着が高まり、定住につながることを期待されます。

③にこにこ地域づくり基金の活用

「にこにこ地域づくり基金」と連携し、地域資源を生かしたまちづくり活動や学習体験、PR活動などを積極的に展開し、勝山市の魅力向上や地域活力の創出、コミュニティの維持等を図ります。

また、市民や事業者等による主体的なまちづくりを支援するため、専門家などによるアドバイザー派遣制度、まちづくり活動の表彰制度等を検討します。

④市民活動拠点の整備

もっとも基礎的なコミュニティである各集落におけるまちづくり活動の拠点として、集会所や集落センターの機能更新を図ります。

また、まちづくり会館、コミュニティセンターを中心に、地域固有の課題に対応した市民主体のまちづくりを推進します。

⑤民間活力の活用

質の高いサービス水準を確保しながら、施設の整備や適切な維持管理を効率よく進めるため、指定管理者制度や Park-PFI を活用するなど、民間事業者のノウハウの活用を図ります。

⑥次代のまちづくりを担う人材の育成と担い手間の連携

わがまちに対する誇りや愛着心の醸成を図るため、シンポジウムやフォーラム、まち歩きなどのまちづくりイベントを開催するとともに、NPO 法人やボランティア団体などと連携しながら、市民主体のまちづくりの牽引役となるリーダーの育成を図ります。

特に、次代のまちづくりを担う若者や子ども達の人材育成を図るため、生涯教育や学校教育との連携を図ります。

また、市民や事業者等の主体的なまちづくりの持続性を図るため、関係人口も含め、勝山市のまちづくりに関わる多様な主体が相互に連携・協力できる環境づくりに努めます。

(2) まちづくりに関する各種制度・事業の活用

①まちづくりに関する提案制度

都市計画法や景観法において、土地所有者やまちづくり団体等が一定の条件を満たした場合に、都市計画や景観形成に関する内容の決定・変更を提案することができる制度が設けられています。

地域が主体となって、地域の特長や創意工夫を生かした個性的で誇りと愛着のもてる地域づくりをきめ細かく進めるため、市民等による提案制度の活用を促進します。

②良好なまちの形成に関する法制度

地域の個性や特長を生かした良好なまちの形成を進めるための法制度として、下記のような制度があります。

地域における課題や開発の動向等に丁寧に対応するため、まちづくりの提案制度も活用しながら、これらの法制度の積極的な活用を図ります。

■適正な土地利用の誘導等に関する制度 (*は、勝山市において既に活用されている制度)

用途地域 (都市計画法) *	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画の基本となる制度であり、市街地（用途地域）を対象に建築物の用途などを制限しています。 ➡土地利用の動向や今後の開発計画、低未利用地の状況等を勘案しながら、用途地域の見直し（変更・除外等）を検討し、計画的・適切な土地利用の形成を図ります。
特別用途地区 (都市計画法) *	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護など、特別の目的の実現を図るために、用途地域を補完して定める制度です。 ➡商業地域と近隣商業地域以外の用途地域において、床面積 3,000 m²を超える大型店舗の集客施設を制限しており、都市の郊外化を抑制しコンパクトなまちを形成するため、指定を継続します。
特定用途制限地域 *	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域外における良好な環境の維持・形成を図るため、制限すべき特定の建築物の用途を制限する制度です。 ➡勝山インターチェンジ周辺や国道沿いのほか、用途白地地域の全域を指定しており、良好な眺望景観や住環境の保全等を図るため、指定を継続します。
地区計画 (都市計画法)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の地区における良好な環境の維持・形成や合理的な土地利用の形成などを目的として定める制度で、建築物の用途や形態意匠などの制限のほか、道路や公園などの位置をあらかじめ定めることで、まちを計画的に整備することもできます。 ・恐竜渓谷かつやまエリア（道の駅「恐竜渓谷かつやま」周辺）において、計画的な土地利用の持続性の確保やまちの玄関口にふさわしい景観形成等を図ることを目的に、地区計画の指定を検討中です。 ➡今後、新たな市街地開発や住宅地の整備等と合わせて地区計画の活用を検討し、地区の特性に応じたきめ細かな市街地環境の創出を図ります。
居住誘導区域、 都市機能誘導区域 *	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や少子・高齢社会に対応した持続可能でコンパクトなまちづくりを進めるため、まちの中心部周辺の利便性が高い地域に居住や都市機能の立地を長期的・緩やかに誘導していく区域です。 ➡市民や事業者等への理解を高め、勝山市立地適正化計画と連携しながら、誘導するための施策・事業を実施します。

■良好な景観等の形成に関する制度 （*は、勝山市において既に活用されている制度）

景観計画 景観条例 （景観法）	* <ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の保全・形成を図るため、建築物等の建築や土地の開墾、木竹の伐採などの行為に対して、景観上の配慮を求める制度です。 ・また、景観上重要な建造物や樹木の保存、道路や公園などの公共施設の整備に関する景観上の基準なども定めることができます。 ・勝山市の全域を景観形成区域に指定し、一定規模以上の建築物の建築等に対して届出行為により景観の誘導を図っています。また、本町通り沿線地区や平泉寺地区においては、地区の特性を踏まえたきめ細かな景観の誘導を図っています。 <p>➡良好な景観の保全・形成に対する市民や事業者等の意識啓発を図りながら、景観形成地区の指定拡大を進めます。</p>
屋外広告物条例 （屋外広告物法）	* <ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止を図るため、屋外広告物の表示等に関する制限を定める制度で、屋外広告物の表示等を制限する地域や表示等を行う際の基準などを定めることができます。 <p>➡福井県屋外広告物条例及び福井県屋外広告物ガイドラインに基づくほか、勝山市景観計画や地区計画等とも連携しながら、まちの良好な景観を構成する要素としての屋外広告物の適正誘導を図ります。</p>
建築協定 （建築基準法） 緑地協定 （都市緑地法）	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定は、住宅地や商店街等の環境や利便性の維持・向上を図るため、土地所有者等の全員の合意により、建築物に関する基準を定める制度です。 ・緑地協定は、住宅地や工業地等の良好な環境を確保するため、土地所有者等の全員の合意により、緑地の保全や緑化に関する事項を定める制度です。 <p>➡地区計画制度の活用による目的達成を基本としながら、土地所有者等と協議しながら、制度活用を検討します。</p>

■まちづくりに対する補助事業 （*は、勝山市において既に活用されている制度）

都市再生整備計画 事業	* <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業です。 ・勝山市では、旧勝山城下周辺地区において計画を作成し、国の補助を得ながらハード・ソフトの両面で様々な事業を実施しています。 <p>➡市の財政が厳しさを増す中で、住みやすく、魅力的で活力あるまちづくりを進めるため、国や県の補助事業の積極的な活用を図ります。</p>
小さな拠点づくり （内閣府、国交省）	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や高齢化の進行により、住民の生活に必要な生活サービスや機能が維持できなくなっている地域が増加する中で、暮らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指すための取り組みです。 <p>➡勝山市では、北谷地区や野向地区等の集落地域において地域主体のまちづくり活動が展開されていますが、こうした取り組みを継続・発展・波及させるため、国の支援制度の活用を検討します。</p>

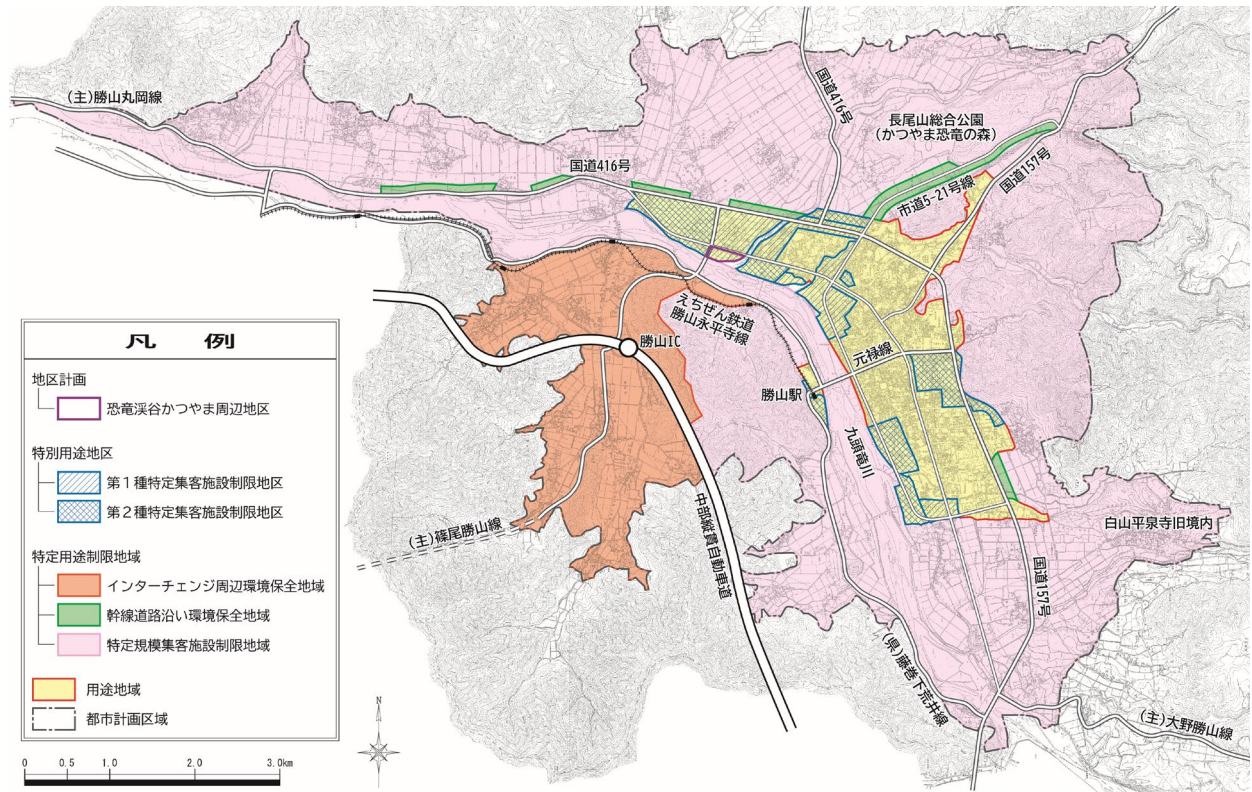


図 5-2 きめ細かな土地利用の規制・誘導に係る制度の活用状況図

5-3 都市計画マスタープランの進行管理

(1) 関係部署との連携による総合的なまちづくりの推進

都市計画マスタープランは「都市計画に関する基本的な方針」と位置付けられますが、「まちづくり」の観点からは幅広い分野が関連します。都市計画マスタープランの高度化版とされる立地適正化計画においても、「まちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらとの整合性や相乗効果等を考慮し、総合的に検討することが必要」とされています。

勝山市都市計画マスタープランで定めたまちづくりの目標や分野別のまちづくり方針を関係部署と共有するとともに、必要に応じてプロジェクトチームを立ち上げるなど横断的に取り組むための体制を整え、総合的・弾力的にまちづくりを推進します。

一方、人口減少に伴う税収の低下、高齢化に伴う社会保障費の増加、都市基盤や公共施設の老朽化に伴う維持管理・更新費の増加等により、今後、勝山市の財政が厳しくなることが危惧されることから、事業の実施に際しては、緊急性や事業費、整備による波及効果等を勘案しながら、優先順位を付けて推進していきます。

(2) PDCAサイクルによる進行管理

都市計画マスタープランの実現に向けた各種事業や施策について、市民参画の機会を設けながら評価・検証を行い、計画の見直しや充実等に反映させることで、より一層効果的・効率的なものとなるよう努めます。

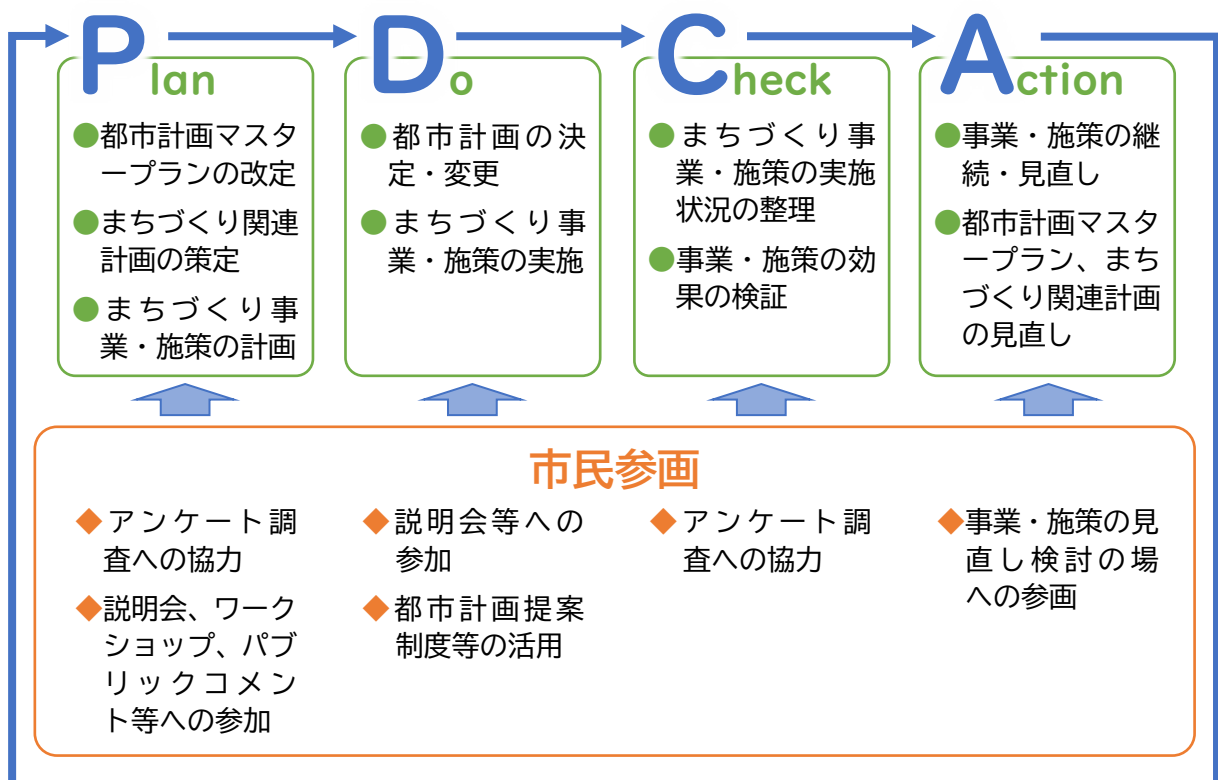


図 5-3 PDCAサイクルの概念図

(3) 都市計画マスタープランの見直し

勝山市都市計画マスタープランは、概ね10年後を目標年度としていますが、その間に、上位計画の変更や大幅な事業計画の見直し、都市の構造やまちづくりの方向性に大きな影響を及ぼすような社会経済情勢の変化等が生じた場合には、適切な時期に見直しを行います。

見直しに際しては、PDCAサイクルの流れを取り入れながら、求められる社会ニーズや市民ニーズに的確に応えられるよう内容の充実を図ります。